

保存版

P T A 規約・規則

令和 6 年 4 月 1 日 改正

- ・ 茨木市立西中学校 P T A 規約 1
- ・ 茨木市立西中学校 P T A 役員委員選出規則 . . . 6
- ・ 茨木市立西中学校 P T A 慶弔等規則 7
- ・ 茨木市立西中学校 P T A 個人情報取扱規則 . . . 9

茨木市立西中学校 P T A

茨木市見付山二丁目 5 番 4 号

TEL 0 7 2 - 6 2 2 - 2 6 5 8

茨木市立西中学校 P T A 規約

(総則)

- 第 1 条 本会は、茨木市立西中学校 P T A と称し、事務所を西中学校内に置く。
- 第 2 条 本会は、学校と家庭とが、一体となって民主教育が健全に行われるよう努力するもので、目的は下記の通りである。
- 1 生徒の福祉増進と、その補強に協力する。
 - 2 家庭生活とその延長である社会生活の教養を高めるために成人教育を盛んにすることに協力する。
 - 3 学校と家庭、教職員と保護者との関係を一層緊密にし、一般社会の協力を促進して生徒の心身の健全な育成をはかることに協力する。
- 第 3 条 本会は、教育を本旨とする団体であるから厳密に宗教や政党の色彩をおびず、また、営利事業を目的としない。従って本会の名においていかなる営利的企業を支持することも、また、公私を問わず他のいかなる職務の候補者を推薦することもできない。

(会員)

- 第 4 条 本会の会員は、在籍生徒の保護者および学校長、教頭、教職員とする。
- 第 5 条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
- 第 6 条 学校長は、教職員側よりの役員並びに委員の選任を行うとともに、すべての会議に出席して所轄事項の報告と意見をのべることができる。

(会計)

- 第 7 条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもってこれにあてる。

(会費)

- 第 8 条 本会の会費を次のとおりとする。
- 1 会費は、1 世帯につき、月額 300 円とする。ただし、ひとり親家庭または教職員は減免（二分の一）する。
 - 2 本会の経費は、第 2 条の目的達成以外では、支出または使用してはならない。
 - 3 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日に至る 1 か年とする。
 - 4 転出の場合は最終在籍日の当月まで、転入の場合は在籍開始日の翌月から会費が発生する。
 - 5 会費の変更を行う場合並びに会員または会員以外に対して寄付を求める場合は、総会の承認を得なければならない。
 - 6 本会の会計書類保管期間は 5 か年とする。

(役員)

第9条 本会の役員を次のとおりとする。

- 1 会長 1名 (保護者)
- 2 副会長 2名以上 (保護者)
- 3 書記 3名以内 (教職員または保護者)
- 4 会計 2名以内 (教職員または保護者)

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、総会、各種委員会の招集、総会決議事項の執行及び役員委員選考委員を除く、各種委員の委嘱をする。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
- 3 書記は、総会、その他重要な集会事項の通知、及び全般の活動状況の記録を保管する。なお、書記書類保管期間は3か年とする。
- 4 会計は、本会のすべての金銭の収支を正確に記録し年度末決算については、会計監査の監査を得て、総会の承認を求めねばならない。会員の申し出のある時はいつでも会計簿を閲覧に供するものとする。

(会計監査)

第11条 会計監査の任務は次のとおりとする。

- 1 会計監査は、随時本会会計の状況並びに決算の監査を行い総会に報告する。
- 2 会計監査は、2名(保護者)とし、役員委員選考委員会が選出する。

(総会)

第12条 総会は、本会の最高決議機関である。

- 1 総会の定足数は会員の五分之一(委任状を含む)とし、次の事項の承認を受けなければならない。
 - (1) 役員・会計監査の選出
 - (2) 予算・事業計画
 - (3) 会務・決算報告
 - (4) 規約改正
 - (5) その他重要な事項
- 2 総会の決議は、出席会員の過半数による。
- 3 総会は、原則として2回開く。
- 4 実行委員会が必要と認めたとき、または、会員の五分之一以上の同意をもって要求のあったときは臨時総会を開くことが出来る。

(執行部会)

第 13 条 本会の目的を遂行するために執行部会を設ける。

- 1 執行部会は本会役員で構成する。
- 2 執行部会は本会の目的を遂行するための議案並びに各種委員会によって立案された事業計画を調整し、実行委員会に提案する。
- 3 執行部会は原則、実行委員会の前に開催する。
- 4 執行部会は構成員の半数以上の出席をもって成立する。
- 5 執行部会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(実行委員会)

第 14 条 本会の目的を遂行するために実行委員会を設ける。

- 1 実行委員会は執行部会、学校長、教頭、担当教職員、委員長、委員長補佐、副委員長で構成する。
- 2 執行部会によって提案された議案並びに事業計画を審議検討する。
- 3 総会に提出する報告書、議案、予算、決算を作成する。
- 4 必要な場合に特別委員会を設ける。
- 5 役員に欠員の生じた場合は、実行委員会に諮りこれを補充する。
- 6 実行委員会は委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 7 決議を要する時は出席者の過半数の同意を必要とする。

(各種委員会)

第 15 条 本会には、西中委員会、広報委員会を設け、委員長、委員長補佐、副委員長は議案内容により会長及び関係者の出席要請に応えなければならない。

1 西中委員会

- (1) 委員長、委員長補佐、副委員長、委員と担当教職員をもって構成する。
- (2) 西中学校の会員相互と教職員との協調を保ち、教職員と保護者との関係性向上、生徒の心身の健全な育成、一般社会との協力促進につながる各種事業の企画と運営に務める。
- (3) 委員長、委員長補佐、委員は役員委員選考委員が選出する。

2 広報委員会

- (1) 広報委員会の正副委員長及び委員と担当教職員をもって構成する。
- (2) 広報委員会は会員に対し、本会の活動に関する情報伝達、会員相互の向上及び生徒の健全な育成に寄与する広報に務める。
- (3) 委員長、副委員長、委員は役員委員選考委員が選出する。

(特別委員会)

第 16 条 特別の目的を遂行するため特別委員会を設けることができる。

- 1 特別委員会は、実行委員会の承認を得て会長が委嘱した委員をもって構成しその目的が達成されたとき、自動的に解散する。
- 2 特別委員会の会議の結果は、必ず会長に連絡するものとする。

(規則)

第 17 条 この会の運営に関し、必要な規則は、この規約に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て決める。実行委員会は規則を制定または改廃した場合には、その結果を会員に報告しなければならない。

(規約の改定)

第 18 条 本規則は、総会において出席会員の三分の二以上の賛成によりこれを改定することができる。ただし、総会の 5 日前までに改定内容を会員に通告しなければならない。

(附則)

- 1 委員は、原則として一人で二役以上兼ねることはできない。ただし、特別委員会の委員は、この限りではない。
- 2 本規約遂行上必要があれば内規を設けることができる。

本規則は昭和 29 年 9 月 18 日より実施する。

(中間改正省略)

平成 29 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

平成 30 年 3 月 3 日より一部改正実施する。

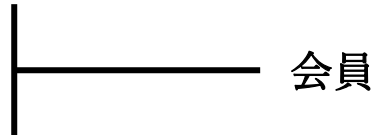
令和 2 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

令和 5 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

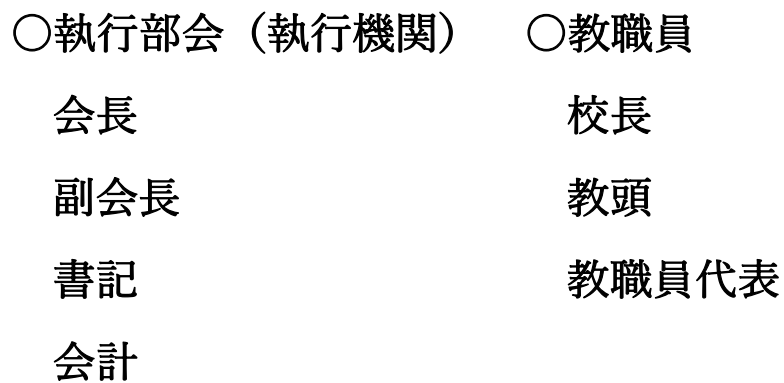
令和 6 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

茨木市立西中学校 P T A 組織図

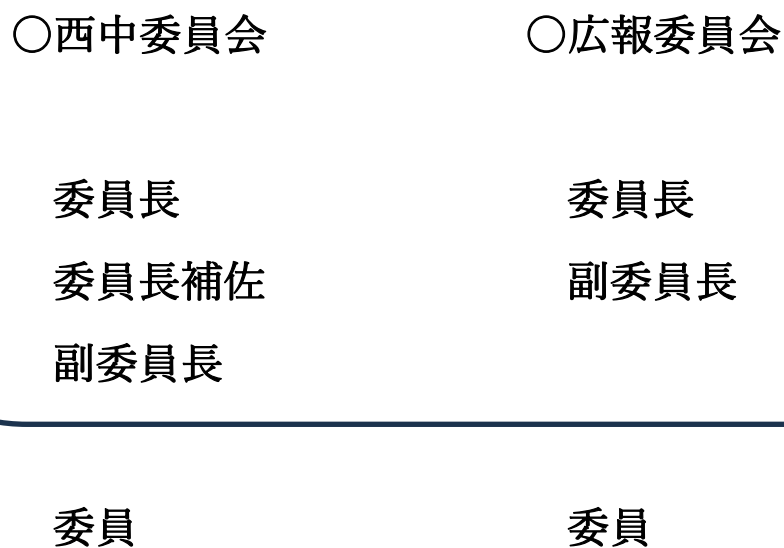
PTA 総会 (最高の議決機関)



実行委員会(代行議決機関)



委員会活動



茨木市立西中学校 P T A 役員委員選出規則

- 第 1 条 役員委員、会計監査の選出を行うため、規約第 16 条により役員委員選考委員会を設ける。
- 第 2 条 役員委員選考委員会は、下記の委員で構成し、委員の中から委員長を互選し、役員及び会計監査候補者を選出し、原則として年度末までに承諾をとらねばならない。但し、教職員については関与しないものとする。
- 1 各小学校区から選出された選考委員 3 名以上
 - 2 教職員の中から選ばれた代表者 1 名以上
- 第 3 条 役員委員選考委員会は、11 月までに組織されなければならない。
- 第 4 条 役員委員選考委員会は、役員及び会計監査候補者を年度末総会の 5 日前までに全会員に通告しなければならない。
- 第 5 条 役員及び会計監査候補者の立候補者が複数の場合、役員委員選考委員会で厳正に協議し、最終的な候補者を選考する。
- 第 6 条 役員及び会計監査は、年度末総会において多数決で選ばれる。
- 第 7 条 委員の選出は、役員及び会計監査の選考と同時に行い、年度初め総会で報告する。
- 第 7 条 新たに選任された役員委員及び会計監査は、4 月 1 日に就任し、任期は翌年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

(中間改正省略)

令和 2 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

令和 5 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

令和 6 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

茨木市立西中学校 P T A 慶弔等規則

(総則)

第 1 条 P T A の慶弔については規約第 17 条により下記のように定める。

1 慶事については行わないものとする。

第 2 条 弔慰金・見舞金は次の通りとする。

1 弔慰金

2 傷病見舞金

3 災害見舞金

4 遠征補助金

(弔慰金)

第 3 条 弔慰金は会員・生徒及び教職員の家族が次の各項に該当する場合、P T A 会費より香料 5,000 円と供花料を出すものとする。なお、返礼は行わないものとする。

1 会員の死亡

2 生徒の死亡(在籍生徒)

3 教職会員の死亡

4 葬儀には P T A 代表の参列を原則とするが、茨木市以外で執行される場合は、弔電等で適宜省略することができる。

5 教職員の家族の範囲は、配偶者及び一等親に限り、配偶者は内縁関係の者は含まない。

(傷病見舞金)

第 4 条 傷病見舞金は、教職員及び生徒が入院して 1 か月以上欠勤(席)した場合に、その者に 3,000 円を贈る。ただし同一傷病については一回限りとする。

(災害見舞金)

第 5 条 災害見舞金は、会員及び生徒が、火災、その他の不慮の災害に遭遇した場合にその者に 3,000 円を贈る。ただし地震や台風等の自然災害に起因するものは除く。

(重複支給の禁止)

第 6 条 本規則による弔慰金又見舞金は、同一事実によるものについて一家族 2 名以上該当者がいる場合、重複支給することはない。

(各種社会保険等と本規定による支給との関係)

第 7 条 本規則による弔慰金または見舞金は、各種社会保険及び各種任意保険による給付及び同一の事実について行われた募金等と全く別個に行われるものとする。

(遠征補助金)

第8条 遠征補助金は、生徒が部活動またはそれに準ずる活動において優秀な成績を収め、近畿大会以上の大会に出場した場合は、下記の金額を送る。ただし同一大会で複数の種目に出場しても一回限りとする。

- | | |
|------|-------------------------|
| 1 個人 | 10,000 円 (上限 100,000 円) |
| 2 団体 | 30,000 円 (上限 100,000 円) |

(規則外取り扱い)

第9条 本規則に定めのないもの又は本規則により難しい特別の事由があるときは、そのつど執行部会で協議し実行委員会の承認で妥当な金額を支給することができる。

(規則の改定)

第10条 本規則は実行委員会にて改正することができる。

(附則)

本規則は平成 14 年 6 月 1 日より実施する。

平成 16 年 2 月 24 日より一部改正実施する。

平成 20 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

平成 23 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

平成 25 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

茨木市立西中学校 P T A 個人情報取扱規則

（目的）

- 第 1 条 茨木市立西中学校 P T A（以下、「本会」という。）が取得・保持する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて規約第 17 条により定めるものとする。

（責務）

- 第 2 条 本会に個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

- 第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

（取扱者）

- 第 4 条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・西中委員長・広報委員長とする。

（秘密保持義務）

- 第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだらに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（周知）

- 第 6 条 本会において取得・保持する個人情報の取り扱いの方法は、総会資料又は通知など適宜の方法により会員に周知する。

（利用目的）

- 第 7 条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。
- 1 会費集金、管理
 - 2 その他の文書の送付
 - 3 執行部会・会計監査・西中委員会・広報委員会・会員及び P T A と連携する組織(青年会育成会)等の名簿の作成及び履歴の管理
 - 4 委員選出、並びに本会役員等の推薦活動
 - 5 広報紙、P T A ホームページへの掲載

(個人情報の取得)

第8条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- 1 氏名(生徒・その生徒に係る保護者全て)
- 2 住所
- 3 電話番号
- 4 その他必要とするもので同意を得た事項

第9条 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとし、第7条第3号には記載しない。

(利用目的による制限)

第10条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(同意の取り消し)

第11条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目又は全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

第12条 不同意の申し出があった場合、本会は直に該当する個人情報を破棄又は削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第13条 個人情報の管理又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに破棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第14条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第15条 保管期限は、本会会員資格を有する限りとする。

(第三者提供の制限)

第 16 条 本会は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 17 条 個人情報を第三者（第 16 条第 1 号から第 4 号の場合及び府、市役所、茨木市立西中学校を除く）に提供するとき、個人情報を得ようとする者は次の項目について全て記載し本会の会長に承諾を得なければならない。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供年月日
- 3 提供する対象者の氏名
- 4 提供する情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨
- 6 個人情報の使用目的

第 18 条 提出された申請書は記録として第 14 条に準拠する保管とする。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 19 条 第三者（第 16 条第 1 号から第 4 号の場合及び府、市役所、茨木市立西中学校を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名、住所
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報の開示等)

第 20 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 21 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 22 条 本会は、執行部・西中委員長・広報委員長及び各委員に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 23 条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 24 条 法令の改正又は実務上の不備が発生した場合は、実行委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第 6 条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

(附則)

本規則は平成 30 年 3 月 3 日より実施する。

令和 2 年 4 月 1 日より一部改正実施する。

令和 6 年 4 月 1 日より一部改正実施する。